

岐阜県公報

第二千五百三十一号

平成二十六年三月二十五日

(火曜日)

目次

規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

告示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除

公園事業の変更

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

指定介護機関の廃止の届出

指定介護機関の名称等の変更の届出

道路の区域変更

道路の供用開始

(医療整備課) 一七二

(障害福祉課) 一七二

(産業技術課) 一七六

(農産園芸課) 一七六

(出納管理課) 一七六

(地域課) 一七九

(環境管理課) 一七九

(自然環境保全課) 一七九

(地域福祉国保課) 一七九

(同) 一八四

(同) 一八四

(道路維持課) 一八七

(同) 一八九

兼用工作物の管理の方法についての協議

保安林の指定

保安林の指定予定

保安林の指定解除予定

教育委員会告示

岐阜県天然記念物の指定解除

岐阜県史跡の指定解除

選挙管理委員会告示

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の公表

公 示

平成二十六年年度調理師試験の実施

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険指定介護療養型医療施設の指定辞退

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

基本測量の実施

公共測量の終了

本県都市計画道路事業の周知

落札者等に関する公示

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(河川課) 一九〇

(郡上農林事務所) 一九一

(可茂農林事務所) 一九一

(恵那農林事務所) 一九一

(社会教育文化課) 一九二

(同) 一九二

(選挙管理委員会) 一九二

(生活衛生課) 一九三

(高齢福祉課) 一九四

(同) 一九四

(同) 一九五

(同) 一九五

(同) 一九五

(同) 一九六

(商業流通課) 一九六

(用地課) 一九七

(同) 一九七

(道路建設課) 一九八

(水道企業課) 一九八

(出納管理課) 一九八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年三月二十五日

落札者等に関する公示

正 誤

土砂災害警戒区域の指定中訂正

土砂災害特別警戒区域の指定中訂正

(会 計 課)二〇一

(砂 防 課)二〇一

(同)二〇一

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則(平成十二年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「岐阜県保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「岐阜県保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県療育手帳に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事」を「子ども相談センターの所長又は岐阜県知的障害者更生相談所の所長(以下これを「所長」という。)」に改め、同条第三項を削る。

第三条第三項中「知事」を「所長」に、「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「知事」を「所長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「知事」を「所長」に改め、「当該交付申請に係る知的障害者に対する」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

所長は、交付申請があつたときは、当該交付申請に係る知的障害者について、知的障害の程度の判定（以下「判定」という。）をするものとする。ただし、交付申請前において判定をした者であつて所長が再度判定をすることを要しないと認めるものからの交付申請については、この限りでない。

第四条第二項中「知事」を「所長」に改める。

第五条第一項中「知事」を「所長」に改め、「県内の判定機関において」を削り、同条第二項中「知事」を「所長」に改める。

第六条中「知事」を「所長」に改める。

第七条中「き損」を「破損」に、「知事」を「所長」に改める。

第八条中「知事」を「所長」に改める。

第九条中「知事」を「所長」に、「次に」を「次に」に改め、同条第二号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第十条中「知事」を「所長」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

「子ども相談センター所長 様」
「岐卓県知的障害者更生相談所長 様」

氏名	カ タ カ ナ	性別	1男 2女	職業又は学校種別	本 籍 地
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成				都 府 道 県 市
住 所	(〒)				
電 話 番 号	()				
施設に入所か	1 はい：施設名 () 2 いいえ				

氏名	カ タ カ ナ	性別	1男 2女	職業又は学校種別
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成			
住 所	(〒)			
電 話 番 号	()			
身体障害者手帳を所持するか	1 はい：身体障害者手帳番号 (第 号) 等級 (級) 2 いいえ			
施設に入所か	1 はい：施設名 () 2 いいえ			

「 町 村 付 受 」 「 市 町 村 付 受 」 「 相 談 所 付 受 」 「 県 受 付 」 「 センター・相談所 付 受 」

「申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。」
「申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。」
「身体障害者手帳を所持している場合には、当該手帳の写しを添付すること。」

「 岐 卓 県 知 事 様 」

岐卓県知事

「 岐 卓 県 知 事 様 」

子ども相談センター所長
岐卓県知的障害者更生相談所長

「 岐 卓 県 知 事 様 」 「 岐 卓 県 知 事 様 」 「 岐 卓 県 知 事 様 」

「 岐 卓 県 知 事 様 」

子ども相談センター所長 様
岐卓県知的障害者更生相談所長 様

「 岐 卓 県 知 事 様 」

「 町 村 付 受 」 「 市 町 村 付 受 」 「 県 受 付 」

「 岐 卓 県 知 事 様 」 「 岐 卓 県 知 事 様 」 「 岐 卓 県 知 事 様 」



に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県療育手帳に関する規則の規定により作成されている様式（以下「旧様式」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県療育手帳に関する規則の規定にかかわらず、旧様式をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県立職業能力開発校条例施行規則（平成二十三年岐阜県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表木工芸術スクールの部中

木工・建築意匠科	木工コース
	建築コース

普通課程	二〇人	一年
普通課程	一〇人	一年

を 木工科

普通課程	二〇人	一年
------	-----	----

に改める。

第二条 岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条の表木工芸術スクールの部木工科の項中「二〇人」を「三〇人」に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は平成二十六年四月一日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県肥料取締法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「減8糞」を「減7糞」に改め、同表5の項中「堆肥用糞」を「堆肥用糞（次項に定めるものを除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

6 牛田米の糞を堆肥として生産された肉糞又は正統肉糞を原料として生産された堆肥

この肥料には、牛田米たん田糞が入っていないから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草等に施用したりしないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「百分の二・二三五」を「百分の二・二九九」に、「百分の二と」を「百分の二・〇五七と」に改める。

別表三の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同表四の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別記第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式 (第23条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

〔 ※法人の場合は、
代表者職氏名を記入 〕

電話番号

収入証紙購入代金還付承認請求書 (納入者用)

次のとおり、収入証紙を添えて買戻しを請求します。
なお、買戻金は、下記の自己名義の金融機関口座へ振込みをされるよう依頼します。

内 訳	券 種	枚 数	金 額	買戻しを請求する理由
	円	枚	円	<購入の目的> <不要となった理由>
円	枚	円		
円	枚	円		
円	枚	円		
円	枚	円		
円	枚	円		
買 戻 金 額 計			円	

証紙貼付欄

※欄が不足する場合は、裏面への貼付可

振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 組合		支 店 支 所 出張所
	口座種別	普通・当座・その他	口座番号 (右詰で記入)	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考 1 請求者が個人の場合、請求者と異なる名義人への振込みを依頼するときは、委任状を添付すること。
2 ゆうちょ銀行の場合、他行からの振込用口座を記入すること。

附則
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第一号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜北の部則武同の項中「則武、則武西一・二丁目」を「則武、則武東一〜四丁目、則武西一・二丁目」に改め、同表多治見の部瑞浪同の項中「松ヶ瀬町一〜四丁目」の下に「益見町一〜三丁目」を加える。

別表三の表関の部大矢田同の項中「藍川」の下に「楓台」を加え、同表可児の部久々利同の項中「小滝苑」を「久々利柿下入会」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第百二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を、次のとおり解除する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する区域

平成二十二年岐阜県告示第四百四十一号により指定した区域（大垣市林町六丁目八〇番一の一部及び八 番五五の一部）のうち、大垣市林町六丁目八〇番五五の一部

二 指定に係る特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

岐阜県告示第百四十号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年条例第四十五号）第七条の二第三項において準用する同条第一項の規定により、恵那峡県立自然公園の公園事業の一部（昭和四十八年岐阜県告示第八百二十四号で告示した公園事業をいう。）を変更したので、同条第三項において準用する第二項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

変更後の公園事業

一 施設の種類

園地

二 位置

恵那市大井町奥戸

（変更後の公園事業の位置を表示した図面は、岐阜県環境生活部自然環境保全課、東濃振興局恵那事務所及び恵那市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

三 区域面積 五ヘクタール

岐阜県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介

護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるもの

のとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
合同会社 あさんず介護サービス	下呂市萩原町尾崎字下松本六五	居宅介護支援事業	あさんず介護サービス	下呂市萩原町尾崎字下松本六五	平成二五・八・一
株式会社 健やか	高山市三福寺町四一三	通所介護	デイサービスセンターすこやか	高山市三福寺町四一三	同
株式会社 健やか	高山市三福寺町四一三	通所介護	デイサービスセンターすこやか	高山市三福寺町四一三	同
株式会社 健やか	高山市三福寺町四一三	通所介護	デイサービスセンターすこやか	高山市三福寺町四一三	同
寺本 貴英	岐阜市岩滝西一四七	訪問看護	寺本こどもクリニック	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六	同
寺本 貴英	岐阜市岩滝西一四七	訪問看護	寺本こどもクリニック	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六	同
寺本 貴英	岐阜市岩滝西一四七	訪問看護	寺本こどもクリニック	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六	同
株式会社 ファーマシーリ	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	居宅療養管理指導	うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六三	同
株式会社 ファーマシーリ	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	居宅療養管理指導	うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六三	同
株式会社 ファーマシーリ	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	居宅療養管理指導	うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六三	同
永田 正和	各務原市那加西野町一二九	通所介護	永田内科	各務原市那加西野町一二九	同
永田 正和	各務原市那加西野町一二九	通所介護	永田内科	各務原市那加西野町一二九	同
永田 正和	各務原市那加西野町一二九	通所介護	永田内科	各務原市那加西野町一二九	同

医療法人 同仁会	高山市昭和町二 八五	通所介護	み	デイサービスセンターれざ	高山市昭和町二 八五	同
医療法人 同仁会	高山市昭和町二 八五	通所介護	み	デイサービスセンターれざ	高山市昭和町二 八五	同
医療法人 同仁会	高山市昭和町二 八五	訪問介護	ミ	ヘルパーステーションレザ	高山市昭和町二 八五	同
医療法人 同仁会	高山市昭和町二 八五	訪問介護	ミ	ヘルパーステーションレザ	高山市昭和町二 八五	同
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	高山市朝日町浅井七三	通所介護	ぼ	デイサービスセンターほの朝日	高山市朝日町浅井六七	同
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	高山市朝日町浅井七三	通所介護	ぼ	デイサービスセンターほの朝日	高山市朝日町浅井六七	同
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	高山市朝日町浅井七三	居宅介護 支援事業	所	ほのぼの朝日ケアマネ事業	高山市下切町四九〇	同
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	高山市朝日町浅井七三	居宅介護 支援事業	所	ほのぼの朝日ケアマネ事業	高山市下切町四九〇	同
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	高山市朝日町浅井七三	介護予防 小規模多 宅介護	所	ほのぼの朝日ケアマネ事業	高山市下切町四九〇	同
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	高山市朝日町浅井七三	介護予防 小規模多 宅介護	所	ほのぼの朝日ケアマネ事業	高山市下切町四九〇	同
特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク	高山市朝日町浅井七三	介護予防 小規模多 宅介護	所	ほのぼの朝日ほずえの家	高山市下切町四九〇	同
株式会社 イーピーエーサ ビス	愛知県小牧市大字北外 山一八五四 一	介護予防 小規模多 宅介護	所	グループホームせきの憩	関市塔ノ洞二六〇一	同
有限会社 アイシン	関市太平町一 一四	介護予防 小規模多 宅介護	所	だいこんの花肥田瀬	関市肥田瀬二七一九	同
有限会社 アイシン	関市太平町一 一四	介護予防 小規模多 宅介護	所	だいこんの花肥田瀬	関市肥田瀬二七一九	同
有限会社 アイシン	関市太平町一 一四	介護予防 小規模多 宅介護	所	だいこんの花肥田瀬	関市肥田瀬二七一九	同

有限会社 アイシン	関市太平町一 一四	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	だいこんの花肥田瀬	一 関市肥田瀬二七一九	同
株式会社 悠	土岐市泉町定林寺七三 六一	居宅介護 支援事業	たけの子居宅介護支援事業 所	一 土岐市泉大島町四 一	同
シエア株式会社	中津川市新町六 二四	通所介護	中津川だんだんデイサービ ス	中津川市新町六 二四	同
特定非営利活動法人まんで んの会	高山市山口町三二	通所介護	特定非営利活動法人まんで んの会 ほほえみ	高山市山口町三二	同
特定非営利活動法人まんで んの会	高山市山口町三二	介護予防 通所介護	特定非営利活動法人まんで んの会 ほほえみ	高山市山口町三二	同
医療法人 橙暖会	高山市初田町一 二八	訪問看護	河野ファミリークリニック	高山市初田町一 二八	同
医療法人 橙暖会	高山市初田町一 二八	介護予防 訪問看護	河野ファミリークリニック	高山市初田町一 二八	同
医療法人 橙暖会	高山市初田町一 二八	介護予防 訪問看護	河野ファミリークリニック	高山市初田町一 二八	同
医療法人 橙暖会	高山市初田町一 二八	居宅療養 管理指導	河野ファミリークリニック	高山市初田町一 二八	同
医療法人 橙暖会	高山市初田町一 二八	居宅療養 管理指導	河野ファミリークリニック	高山市初田町一 二八	同
社会福祉法人 さくらゆき	羽島郡岐南町徳田一 七九	短期入所 生活介護	ショートステイさくらの舞	羽島郡岐南町徳田一 七九	平成二五・八・二
社会福祉法人 さくらゆき	羽島郡岐南町徳田一 七九	介護予防 生活介護	ショートステイさくらの舞	羽島郡岐南町徳田一 七九	同
有限会社 ノウヒ	海津市南濃町太田六八 六二	短期入所 生活介護	ショートステイよもぎ	海津市南濃町太田六八 二一	平成二五・八・六
有限会社 ノウヒ	海津市南濃町太田六八 六二	介護予防 短期入所 生活介護	ショートステイよもぎ	海津市南濃町太田六八 二一	同
特定非営利活動法人まめな かな	高山市上切町八〇	訪問介護	訪問介護ステーションまめ なかな	高山市赤保木町一〇五 八	平成二五・八・一五
特定非営利活動法人まめな かな	高山市上切町八〇	介護予防 訪問介護	訪問介護ステーションまめ なかな	高山市赤保木町一〇五 八	同

岐阜県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を廃止

株式会社 ウェルケア東海	〇三	羽島郡笠松町田代一九	介護予防 居宅療養 管理指導	株式会社 ウェルケア東海	〇三	羽島郡笠松町田代一九	介護予防 居宅療養 管理指導
株式会社 レザミひだ	一	高山市昭和町二八五	通所介護	株式会社 レザミひだ	一	高山市昭和町二八五	通所介護
株式会社 レザミひだ	一	高山市昭和町二八五	介護予防 通所介護	株式会社 レザミひだ	一	高山市昭和町二八五	介護予防 通所介護
中 條 裕 二	一三	愛知県稲沢市長野一	介護予防 居宅療養 管理指導	中 條 裕 二	一三	愛知県稲沢市長野一	介護予防 居宅療養 管理指導
中 條 裕 二	一七	愛知県稲沢市長野一	介護予防 居宅療養 管理指導	中 條 裕 二	一七	愛知県稲沢市長野一	介護予防 居宅療養 管理指導

岐阜県告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰

した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

指定居宅介護事業所等の名称	〇三	羽島郡笠松町田代一九	平成二五・六・三〇	指定居宅介護事業所等の所在地	〇三	羽島郡笠松町田代一九	平成二五・七・三一
指定居宅介護事業所等の名称	一	高山市昭和町二八五	平成二五・七・三一	指定居宅介護事業所等の所在地	一	高山市昭和町二八五	平成二五・七・三一
指定居宅介護事業所等の名称	一	高山市昭和町二八五	平成二五・七・三一	指定居宅介護事業所等の所在地	一	高山市昭和町二八五	平成二五・七・三一
指定居宅介護事業所等の名称	一三	愛知県稲沢市長野一	同	指定居宅介護事業所等の所在地	一三	愛知県稲沢市長野一	同
指定居宅介護事業所等の名称	一七	愛知県稲沢市長野一	同	指定居宅介護事業所等の所在地	一七	愛知県稲沢市長野一	同

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道 瀬戸線	門和佐 戸線	下呂市火打字高ヶ平一四 五番二地先から	前 A	四〇 二五・五	三九〇	A B 及び 係図は及 すに表 示する 敷地面積 の区分を い
		同 市同 字同 九〇番地先まで	後 A	四〇 二五・五	三九〇	
同 市同 字同 九五番地先まで	同 市同 字同 四八番六地先から	下呂市火打字高ヶ平一四 四番六地先から	前 A	九三 二五・五	四三〇	A B 及び 係図は及 すに表 示する 敷地面積 の区分を い
		同 市同 字同 四五番地先まで	後 B	九三 二五・五	四三〇	

岐阜県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道 関坂祝線	関坂 祝線	加茂郡坂祝町深萱字小島 六七六番一地从先から	前 A	九〇 二〇・五	一〇〇・三	A B 及び 係図は及 すに表 示する 敷地面積 の区分を い
		同 郡同 町同 字西沖 九四五番一地从先まで	後 A	九〇 二〇・五	一〇〇・三	

岐阜県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道 坂富祝線	坂富 祝線	加茂郡坂祝町黒岩字村前 四〇一番一地从先から	前 A	九一 二〇・七	九六・六	A B 及び 係図は及 すに表 示する 敷地面積 の区分を い
		同 郡同 町同 字京田 一〇六五番一地从先まで	後 A	九一 二〇・七	九六・六	

岐阜県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百五十六号	関市洞戸小瀬見字黒淵二四〇一番一八地先から 同市同 七番一地先まで 字同 二四〇	一八九〇	平成二六・三・二五	平成三三・一・二二
		関市板取字下老洞六〇〇八番一地从り 同市同 一地从り 字同 六〇〇三番	二六三	平成二六・三・二五	平成三三・一・二二

岐阜県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	四百十八号	恵那市山岡町馬場山田字坊田一三八四番九地先から 同市同 一三八四番一〇地先まで 字同	三六〇	平成二六・三・二五	平成二六・三・二五

岐阜県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	上月瀬矢作線	恵那市上月瀬町字下川原五三〇番三地从り 同市同 町字万場七六九番一地从りまで	二二〇〇	平成二六・三・二五	平成三三・一・二五

岐阜県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類
路線名	路線名
区	区
間	間
延長(メートル)	延長(メートル)
供用開始の期日	供用開始の期日
備考(区域又は決定期限又は変更の告示年月日ほか)	備考(区域又は決定期限又は変更の告示年月日ほか)

土岐市下石町字西山三〇四番
 八六一地先から
 同 市同 町字同 三〇四番
 三二六地先まで

一三・八
 平成 三六・三・二五
 平成 二二・一・二五

岐阜県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類
路線名	路線名
区	区
間	間
延長(メートル)	延長(メートル)
供用開始の期日	供用開始の期日
備考(区域又は決定期限又は変更の告示年月日ほか)	備考(区域又は決定期限又は変更の告示年月日ほか)

土岐市下石町字西山三〇四番
 七九六地先地内

一五・〇

岐阜県告示第百五十五号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、阿多岐ダムに係る兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	下肥石線
土岐市下石町字西山三〇四番 七九六地先から 同 市同 町字同 三〇四番 六二地先まで	土岐市下石町字西山三〇四番 八六一地先地内
一三・八	六七・〇
平成 三六・三・二五	平成 三六・三・二五
平成 三三・一・二五	平成 三三・一・二五

- 一 河川の名称
木曾川水系阿多岐川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
減勢工右岸部、放流管及び管理設備
- 三 河川管理施設の位置
郡上市白鳥町中西字外別一〇八五番地の三一、一八〇五番地の三一、一八〇五番地の二二、一八〇五番地の二二八及び一〇八五番地の一四〇
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
氏名 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久
住所 愛知県名古屋市中区東新町一番地
- 五 管理の内容
阿多岐ダムへの発電施設設置のための工事
- 六 管理の期間

平成二十六年四月一日から工事の完了する日まで

岐阜県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市大和町栗巣字西平八 二の二、八 三の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村神土字兔田和二〇七一の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

中津川市山口七三三の三から七三三の五まで、七三三の七

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり岐阜県天然記念物の指定を解除するので、同条第三項において準用する同条例第八条第三項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

指定を解除する岐阜県天然記念物

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所	理由
岐天三四	植物	黒内春日神社のトチノキ	一本	飛騨市古川町黒内一五二	春日神社	飛騨市古川町黒内一五二	枯死したため。
岐天五三	植物	天神御所柿の原木	一本	本巣市仏生寺四一一	土井悦子	本巣市仏生寺四一一	枯死したため。

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第二項の規定により、次のとおり岐阜県史跡の指定が解除されたので、同条第三項において準用する同

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年分） 3 4 その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中

大 橋 た か し 後 援 会	H26. 2. 27	876,025	275,983	600,042	486,425	389,600	0	0	600,000	0	0	600,000	0	0	0	42
-----------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	---	---	---------	---	---	---------	---	---	---	----

条例第四条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

指定が解除された岐阜県史跡

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所
八 一	城跡	金山城址	一カ所	可児市兼山字古城山一四一八二二一	可児市	可児市広見一丁目一番地

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

大橋たかし後援会	H25.2.27	876,025	275,983	600,042	645,650	230,375	0	0	600,000	0	0	600,000	0	600,000	0	0	0	42
大橋たかし後援会	0	171,265	7,600	241,200	420,065	0	0	0	66,360	0	0	66,360	0	0	66,360	0	66,360	0
大橋たかし後援会	0	171,265	7,600	241,200	420,065	0	0	0	66,360	0	159,225	225,585	0	0	0	225,585	0	

公 示

平成二十六年調理解師試験の実施

調理解師法（昭和三十三年法律第四十七号）第三条の二第一項に規定する調理解師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理解師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七条の規定により公示します。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験期日
平成二十六年九月一日（月）
- 二 試験場所
次の会場のうち岐阜県が指定する場所
岐阜会場 大垣市北方町五丁目五〇番地 岐阜経済大学
多治見会場 多治見市十九田町二丁目八番地 多治見市文化会館
高山会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛騨総合庁舎
笠松会場 羽島郡笠松町中川町二三 笠松刑務所
- 三 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
ただし、適用法令は、平成二十六年一月一日現在有効なものとします（一問一点として採点。計六十点満点）。

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理解師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理解師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に掲げるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（岐阜県調理解師法施行規則別記第五号様式）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ）、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課に提出してください。
なお、平成二十一年度以降の岐阜県の調理解師試験を受験したことがある者については、受験票の添付により1の書類への記載並びに2及び3の書類の提出を省略できます。

- 1 履歴書
- 2 調理業務従事証明書（岐阜県調理解師法施行規則別記第六号様式）
- 3 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（氏名に変更があつた

郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理解師試験願書在中」と朱書きし、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五〇〇 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

た者は、氏名の変遷が分かる出願前三月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等）原本を添付してください。

4 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

六 願書受付期間

平成二十六年五月二十六日（月）から同年六月六日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同年五月二十六日（月）から同年六月六日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 願書配布期間

平成二十六年四月二十一日（月）から同年六月六日（金）まで

八 受験手数料

六千百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください（消印はしないでください）。なお、郵送による場合は、六千百円分の岐阜県収入証紙を同封してください。

九 合否判定

原則として全科目の合計得点が満点の六割以上であるものを合格とし、一科目でも得点が該当科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

十 合格発表

平成二十六年十月八日（水）午前十時に岐阜県庁、県の各保健所及び岐阜市保健所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十一 試験結果の提供

平成二十六年度調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

調理師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

十二 その他

- 1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。
- 2 試験について不明な点は、県の各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 月 日
株式会社 ジェ ネラス	デイサービス 夢香	岐阜県可児市今渡二七五一	通所介護	平成 二六・二一
株式会社 ショ ウエイ	ケアサポート COCOLO	岐阜県羽島市福寿町本郷駅 北本郷土地区画整理事業内 三四街区六一	訪問介護	平成 二六・二一
有限会社中部 GPF	訪問看護ステ ーション中部	岐阜県恵那市長島町中野一 二一六八	訪問看護	平成 二六・二一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃 月 日 止
株式会社感謝	訪問看護ステーション感謝	岐阜県大垣市北方町一丁目一六二番地SSアートビル一階	訪問看護	平成 二六・二・二六
社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会	萩原訪問入浴サービスセンター	岐阜県下呂市萩原町萩原八七五番地二	訪問入浴 介護	平成 二六・二・二一
社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会	下呂訪問入浴サービスセンター	岐阜県下呂市森八八三番地一	訪問入浴 介護	平成 二六・二・二一

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社シヨウエイ	ケアプランセンター OCOLO	岐阜県羽島市福寿町浅平二丁目二六番地ブラッツジマ一〇一	居宅介護 支援	平成 二六・二・二一

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法

第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十一第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社シエネラス	デイサービス 夢香	岐阜県可児市今渡二七五一	介護予防 通所介護	平成 二六・二・二一
株式会社シヨウエイ	ケアサポート COCOLO	岐阜県羽島市福寿町本郷駅北本郷土地区画整理事業内三四街区六一	介護予防 訪問介護	平成 二六・二・二一
有限会社中部 GPF	訪問看護ステーション中部	岐阜県恵那市長島町中野一二一六八	介護予防 訪問看護	平成 二六・二・二一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃 月 日 止
株式会社感謝	訪問看護ステーション感謝	岐阜県大垣市北方町一丁目一六二番地SSアートビル一階	介護予防 訪問看護	平成 二六・二・二六
社会福祉法人	萩原訪問入浴	岐阜県下呂市萩原町萩原八	介護予防	平成

下呂市社会福祉協議会	サービスマン	七五番地二	訪問入浴	二六・二一
社会福祉法人下呂市社会福祉協議会	下呂訪問入浴サービスマン	岐阜県下呂市森八八三番地一	介護予防訪問入浴	平成二六・二一

介護保険指定介護療養型医療施設の指定辞退

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出があったので、同法第百十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

開設者の名称又は氏名	施設名称	施設所在地	サービスの種類	年月日
古 栄 書	恵那医院	岐阜県中津川市本町四一〇	介護療養型医療施設	平成二六・二三

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年三月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ西郷店
岐阜市中二丁目一七二 一 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年三月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
アピタ飛騨高山店
高山市国府町金桶地内 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年三月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

関緑ヶ丘商業施設

関市緑ヶ丘二丁目三〇番 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

三 作業期間

平成二十六年四月一日から

同 二十七年三月三十一日まで

四 作業地域

県内全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所から次のとおり
公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量(道路台帳附图作成)

三 作業期間

平成二十五年十一月二十五日から

同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

多治見市、瑞浪市及び恵那市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量(都市計画基本図作成)

三 作業期間

平成二十五年七月二十九日から

同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正・航空写真撮影）

三 作業期間

平成二十五年七月四日から
 同 二十六年三月五日まで

四 作業地域

大垣市（大垣地域及び墨俣地域）

本県都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

本県都市計画道路事業

三・三・二号 系貫インター線及び三・四・一号 長良系貫線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県県土整備部道路建設課

四 事業地の所在

取用の部分
 岐阜県本巣市三橋字三本木、字系貫川通、字瓜朽、字太田及び字木船地内
 使用の部分 なし

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場及び川合浄水場

で使用する電気（予定数量） 6,854,000kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年1月20日

4 落札者を決定した日 平成26年3月5日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 水野 明久

6 落札金額 131,495,744円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所

(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七條の五第二項（同令第百六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 医療用機器類
- 3 通信機器類
- 4 試験・分析機器類
- 5 一般・産業用機器類
- 6 自動車類
- 7 被服類
- 8 燃料
- 9 電力
- 10 医薬品・医療用品類
- 11 事務用品類
- 12 凍結防止剤
- 13 建設工事
- 14 電気通信サービス
- 15 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 16 建築のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービス
- 17 広告サービス
- 18 出版及び印刷のサービス
- 19 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- 20 その他

二 資格

地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への記載

名簿への記載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満

たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていないこと。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていないこと。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第九号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。
- 8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

(1) 林業技士

林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）

林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。

名簿への登載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしていると認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたときになされます。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務の請負に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十六年三月三十一日、森林整備業務の請負に係る名簿については平成二十七年三月三十一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同時に改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
四千万円以上				A
一千五百万円以上四千万円未満				B
一千五百万円未満				C

2 建築一式工事

予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以上五千万円未満				B
二千五百万円未満				C

3 電気工事

予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A
六百万円以上二千万円未満				B
六百万円未満				C

4 管工事			
予定価	格	等級区分	
一千万円以上		A	
六百万円以上二千万円未満		B	
六百万円未満		C	

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計等の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県土木整備部建設政策課建設業係

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 森林整備業務の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

3 製造の請負、物件の買入れその他

千五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七二五

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（ベル式412EP型）の定期整備、定期

耐空検査及び3,000時間 / 5年点検に係る追加整備 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成26年2月17日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市長住町九丁目1番地

中日本航空株式会社岐阜支店

支店長 北川 映

6 契約金額 43,533,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年五月十七日号外(一) 土砂災害警戒区域の指定（岐阜県告示第百八十一号）三頁上段の表中「新戸池」は、「新川地」の誤り。

(原稿誤り)

平成二十五年五月十七日号外(一) 土砂災害特別警戒区域の指定（岐阜県告示第百八十三号）一頁下段の表中「新戸池」は、「新川地」の誤り。

平成二十六年三月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社